

第3章 加古川市の環境の現状と 課題

この章では、従来の生活型環境問題や地球温暖化[※]等、身近なものから地球規模に生じている環境問題の現状と、これからの課題について検証します。

- 第1節 地球温暖化[※]
- 第2節 地域環境負荷[※]
- 第3節 生物多様性[※]
- 第4節 うるおいとやすらぎの環境

第3章 加古川市の環境の現状と課題

第1節 地球温暖化*

1 現状

大気に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガス*の急激な増加に伴い、地球の平均気温は上昇し続けています。地球温暖化*による影響は、隣接する姫路市の観測地点にも現れており、平均気温は確実に上昇し続け、猛暑日の日数も増加する傾向にあります。また、集中豪雨の発生回数も増加しており国際的な地球温暖化*対策が急務となっています。

国における温室効果ガス*排出量の削減目標は、「地球温暖化対策計画*」に基づき、令和12(2030)年度(中期目標年度)において、「温室効果ガス*を平成25(2013)年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」としています。

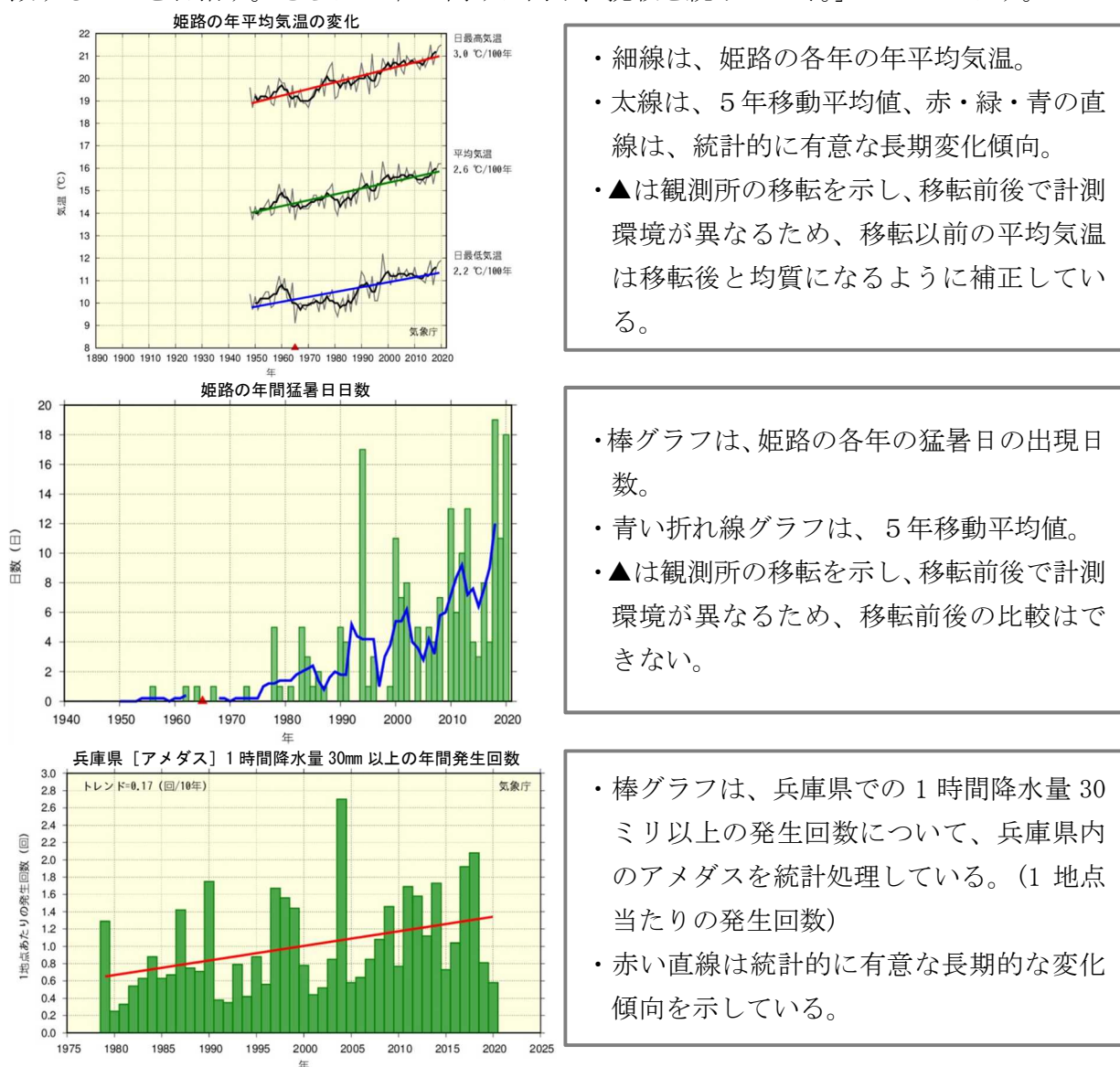


図3-1 姫路の年平均気温の変化及び猛暑日日数、兵庫県の1時間降水量30mm以上の年間発生回数(気象庁 神戸地方気象台 兵庫県の気候変動*)

本市の温室効果ガス^{*}排出量の特徴は、エネルギーを大量に消費する管理指定工場が多く立地していることから産業部門^{*}が多くを占めており、大部分は化石燃料や電気等のエネルギーの消費に伴って排出されたものとなっています（44ページ 図5-2参照）。

本市の温室効果ガス^{*}排出量の推移をみると、排出量は、平成25(2013)年から平成28(2016)年まで年々減少していましたが、平成29(2017)年に増加し、平成30(2018)年にわずかに減少しています。

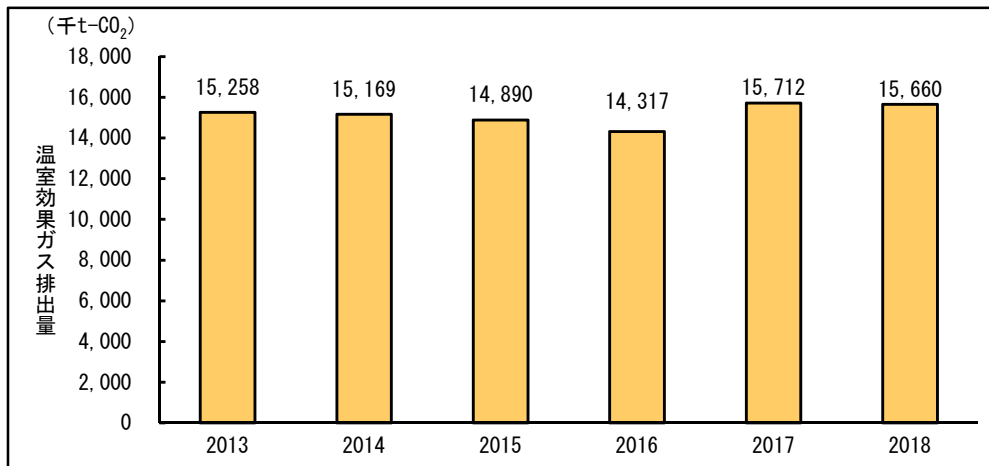


図3-2 加古川市の温室効果ガス^{*}排出量の推移

2 課題

(1) 家庭部門^{*}と業務その他部門^{*}

この部門は生活に関する分野のため、削減対象の重要分野として、太陽光発電などの再生可能エネルギー^{*}の導入促進に加えて、家庭用燃料電池、高効率給湯器及び省エネ家電等を導入したZEH^{*}（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）をはじめとした省エネルギー住宅の普及促進が求められています。また、「COOL CHOICE^{*}」の取組を通して、環境へ配慮し、脱炭素型ライフスタイルの促進やオフィス・店舗・家屋等の省エネルギー化に向けた積極的な働きかけを行い、市民や事業者の自発的な取組を促すことも必要です。

(2) 運輸部門^{*}

主な排出源であるトラック、バス、タクシー、乗用車等に対して、電動車(EV^{*}、FCV^{*}、PHEV、HV)やEV^{*}充電設備の普及、燃費改善、エコドライブ^{*}の促進、公共交通機関の拡充等による着実な温室効果ガス^{*}の削減が必要です。

(3) 産業部門^{*}

現在、一般社団法人日本経済団体連合会（経団連）では、2050年カーボンニュートラル^{*}の実現を目指すべき最も重要なゴールと新たに位置づけ「経団連カーボンニュートラル行動計画（フェーズⅡ）^{*}」を策定し、革新的な開発と経済的に利用可能な最善の技術の最大限導入などを通じて、各業種で掲げた削減目標の達成を目指しており、本市の事業者もその目標に応じた取組を進めていくことが求められています。

(4) 気候変動^{*}に対する備え

気候変動^{*}による影響（気温・水温の上昇、大雨、洪水、渇水、海面上昇など）に対して回避・軽減を図る「適応」に関する視点を施策に盛り込み、取組を進めていくことが必要です。

第2節 地域環境負荷*

1 現状

本市における大気汚染や水質汚濁等については、社会情勢の変化やこれまでの様々な環境保全対策により改善がみられ、近年は横ばいの傾向にあります。

(1) 大気環境

大気汚染物質の環境基準の達成状況については、長期的評価と短期的評価を実施しています。

・長期的評価

市内9ヶ所の測定局（自動車排ガス測定局（以下「自排局という。」）含む）で測定しており、二酸化硫黄*はうち5局で、二酸化窒素*は9局全てで、一酸化炭素*は自排局1局で、浮遊性粒子状物質は9局全てで、微小粒子状物質（PM_{2.5}*）はうち4局（自排局含む）で測定しており、令和3（2021）年度における各項目の測定結果は、全て環境基準を達成しています。

・短期的評価

令和3（2021）年度は、二酸化硫黄*はうち5局で、一酸化炭素*は自排局1局で、浮遊粒子状物質*は全9局で、微小粒子状物質（PM_{2.5}*）はうち4局（自排局含む）で測定しており、全て環境基準を達成していますが、光化学オキシダント*はうち3局で環境基準を超過しています。

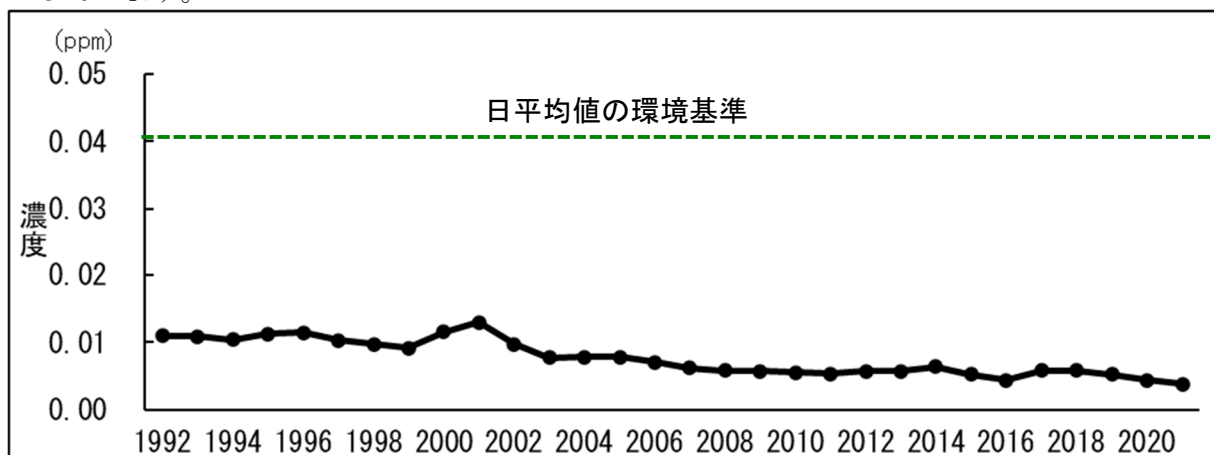


図3-3 加古川市の二酸化硫黄*濃度の経年変化 (市内平均：日平均値の2%除外値)

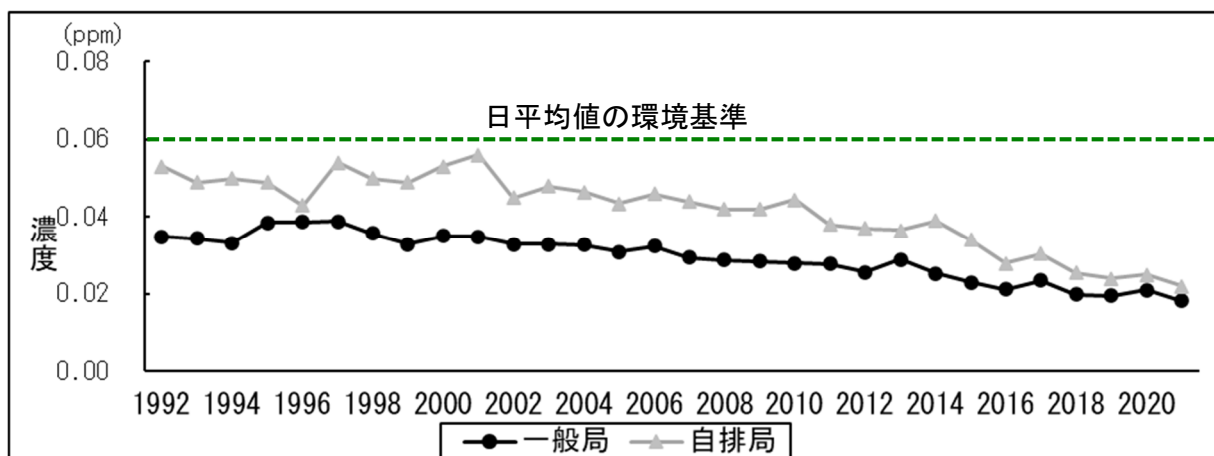


図3-4 加古川市の二酸化窒素*濃度の経年変化 (市内平均：日平均値の年間98%値)

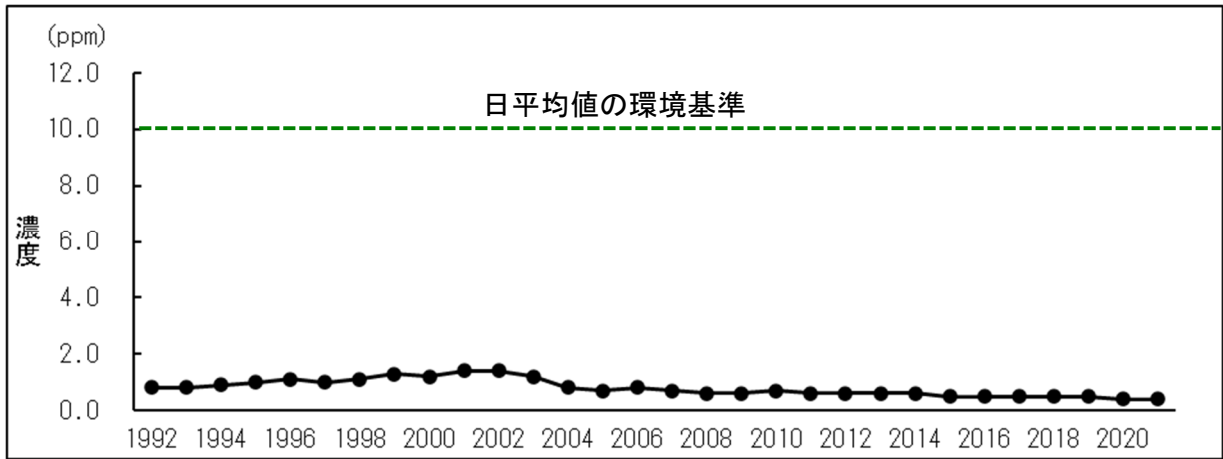


図3-5 加古川市の一酸化炭素^{*}濃度の経年変化（平岡自排：日平均値の2%除外値）

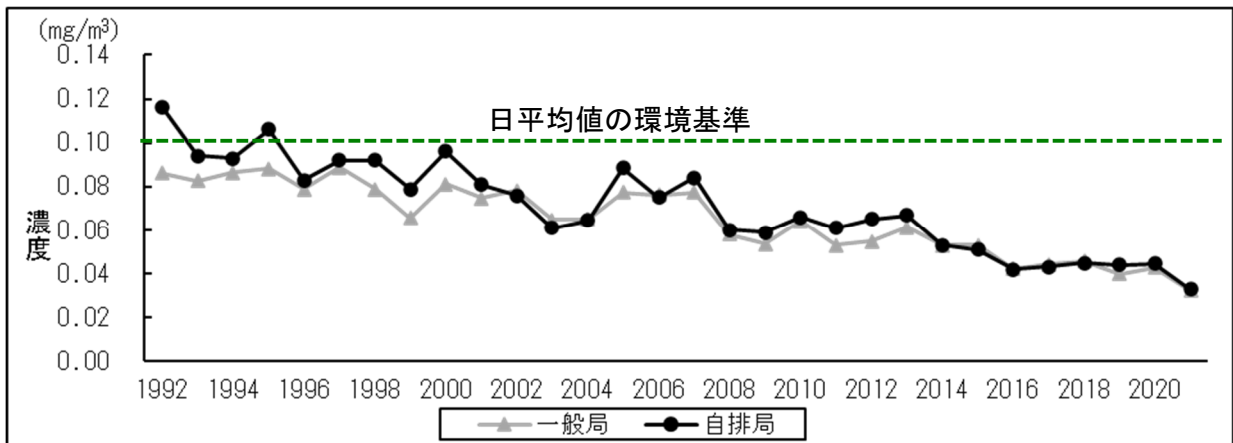


図3-6 加古川市の浮遊粒子状物質^{*}濃度の経年変化（市内平均：日平均値の2%除外値）

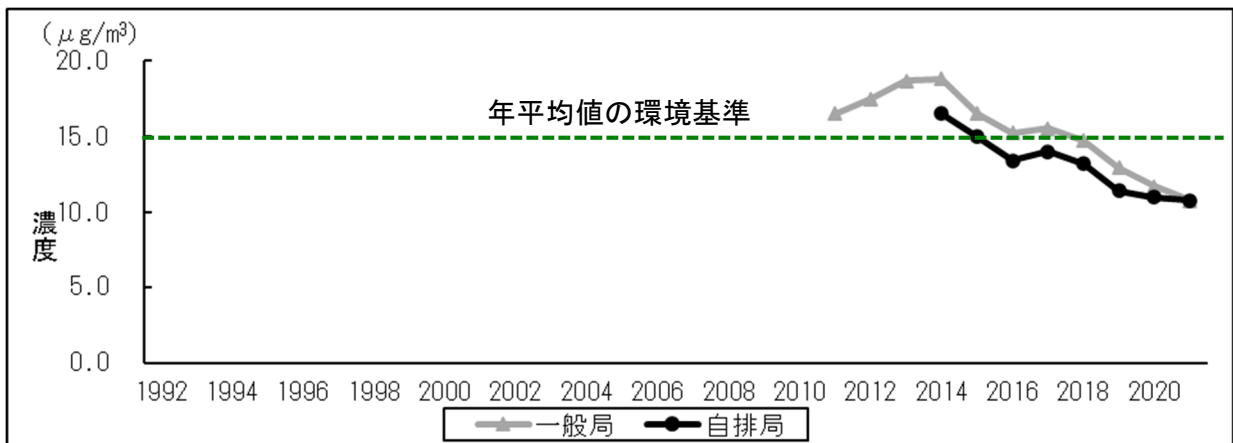


図3-7 加古川市の微小粒子状物質（PM_{2.5}^{*}）の年平均値経年変化（市内平均）

令和3（2021）年度も、有害大気汚染物質^{*}等のうち、環境基準が設定されているベンゼン^{*}、トリクロロエチレン^{*}、テトラクロロエチレン^{*}、ジクロロメタン^{*}については、加古川局と別府局で、ダイオキシン類^{*}は加古川局と平荘局で測定しており、平成11（1999）年の測定開始以来、いずれも環境基準を達成しています。

一般環境中の特定粉じん^{*}（アスベスト^{*}）について、市内3地点の調査の結果は、全て総繊維数濃度が1本/L未滿となっています。また、降下ばいじん^{*}（22ページ 図3-8）については、市内14地点で調査を実施しており、継続して市内の粉じん^{*}の状況を監視しています。

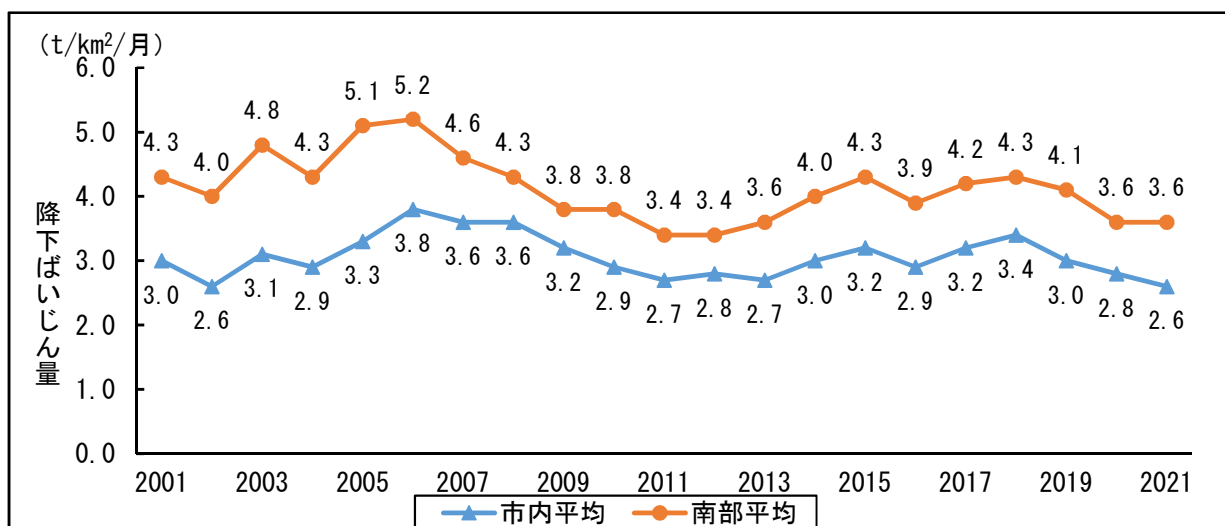


図3-8 加古川市の降下ばいじん*総量の経年変化 (年間平均値)

(2) 水環境

①公共用水域

河川及び海域における水質汚濁の状況は、下水道や合併処理浄化槽*の普及等により改善傾向にあります。生活環境の保全に関する環境基準が設定されている3河川（加古川、別府川、喜瀬川）、1海域（播磨海域）において、令和3（2021）年度はBOD*、COD*等一部の項目が環境基準値を超過しています。人の健康の保護に関する環境基準については、全ての地点で環境基準を達成しています。

ダイオキシン類*について河川の水質・底質で調査した結果、令和3（2021）年度も全地点で環境基準を達成しています。

また、代表的な3つの池と3つの小河川については、年4回調査を実施しています。六万池、権現川、磐川は良好な水質を保っていますが、今池、野々池、藤池川は水質目標値を超過しており、生活排水による富栄養化*の影響がうかがえます。

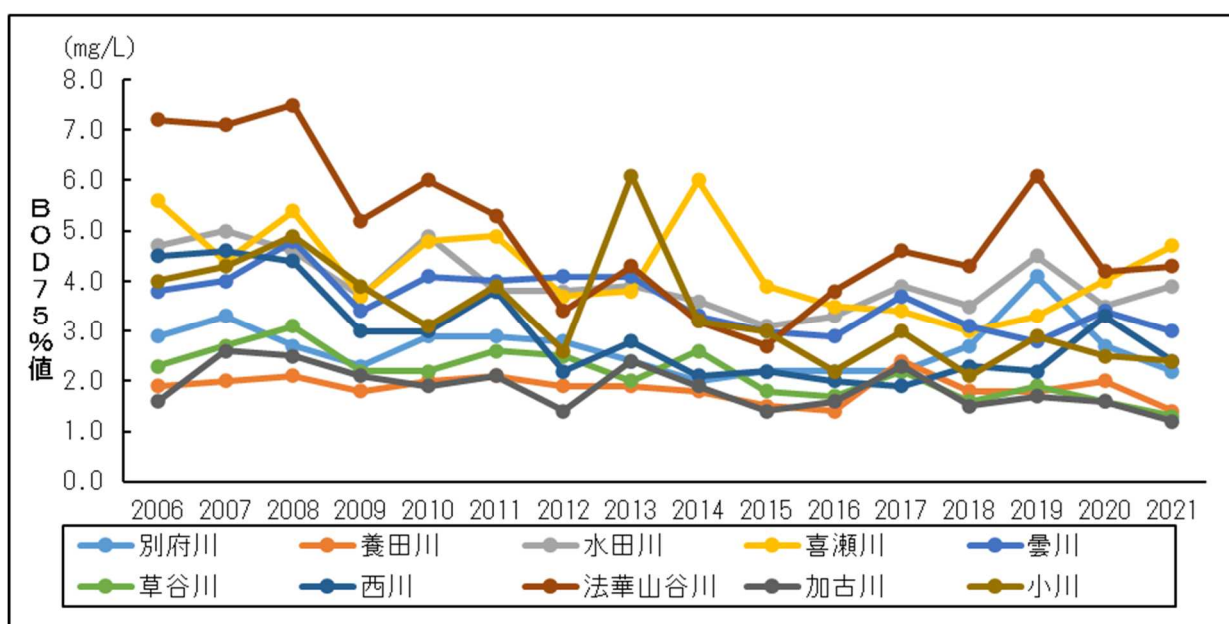


図3-9 加古川市の各河川のBOD*75%値の経年変化

②地下水

令和3（2021）年度は、市内13地点において調査を実施し、一部で砒素が環境基準を超過しました。今後も、環境基準を達成していない井戸及びその周辺井戸について、継続的に監視を行います。

③生活排水（下水道）

昭和38（1963）年に事業開始以来、数次にわたる事業区域の拡大を経て、計画的に下水道事業を進めてきました。平成26（2014）年度には、早期の生活排水処理の向上のため、下水道整備計画が見直され、浄化槽補助対象区域^{*}となった区域の家屋に対しては、合併処理浄化槽^{*}の設置費補助と維持管理費補助及び単独処理浄化槽や汲取り式トイレの撤去費補助を行い、水質汚濁防止対策を進めています。

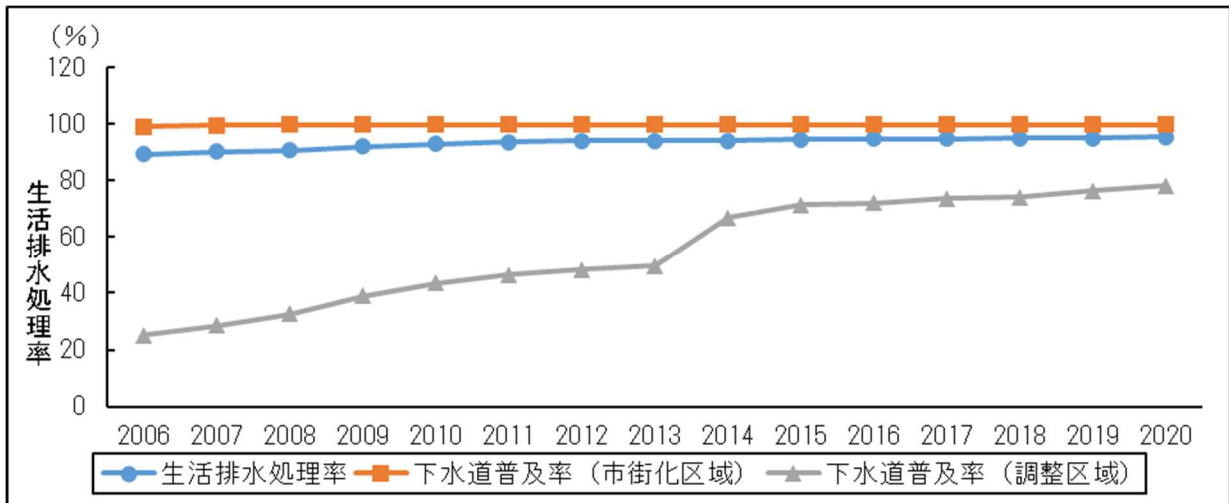


図3-10 加古川市の生活排水処理率の推移（下水道課提供）

(3) 土壌環境

土壌の環境基準は、鉛等29項目及びダイオキシン類^{*}について定められています。測定を実施している土壌中のダイオキシン類^{*}については、調査地点全てにおいて環境基準を達成しています。また、平成15（2003）年2月15日に「土壌汚染^{*}対策法」（平成14（2002）年法律第53号）が施行され、これまでに市内20ヶ所が指定区域に指定されました。その後、健康被害が生ずるおそれがないもののうち、13区域については、既に指定が解除されました。令和3（2021）年度末現在、汚染の除去等が必要な要措置区域が2件、汚染の除去等が不要な区域（形質変更時要届出区域）が5区域となっています。

(4) 廃棄物

令和4（2022）年度から、ごみ処理の広域化・効率化を目的に高砂市・稲美町・播磨町とともに東播臨海広域市町村圏を構成し、高砂市にある「エコクリーンピアはりま^{*}（東播臨海広域クリーンセンター）」でごみを処理しています。

この広域ごみ処理に向け、「第3次加古川市一般廃棄物処理基本計画^{*}」（平成25（2013）年3月策定、平成30（2018）年3月改定）の目標を基に、「加古川市民27万人の力で20%ごみ減量を！」をスローガンに掲げて焼却処理量の削減に努め、令和3（2021）年度末には25%（平成25（2013）年度比）を超える減量を達成しました。

第3章 加古川市の環境の現状と課題

令和5（2023）年3月には、令和5年度を始期とする「第4次加古川市一般廃棄物処理基本計画※」を策定し、燃やすごみだけでなく燃やさないごみ、粗大ごみも含めた減量目標を設定し、さらなるごみの減量・資源化、適正処理に取り組むことで、より快適な環境を目指します。

表3-1 加古川市のごみの現状と目標

	現状：令和3（2021）年度	目標：令和14（2032）年度
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	470g/人・日	439g/人・日
事業系燃やすごみ排出量	21,020t	19,721t

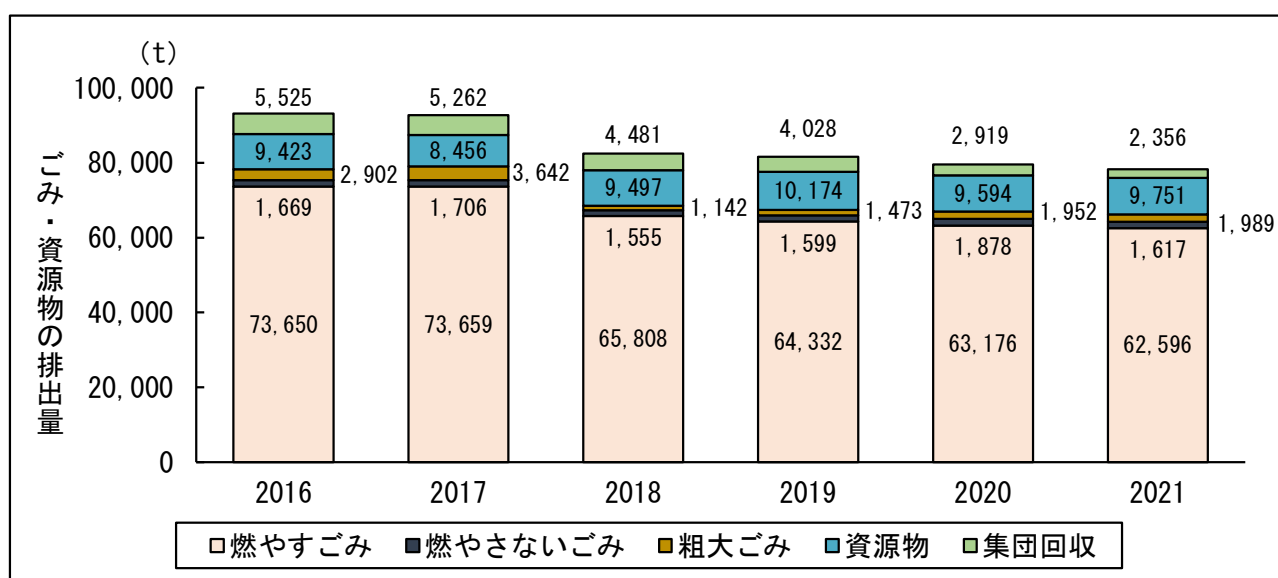


図3-11 加古川市の種類別ごみ・資源物排出量の推移

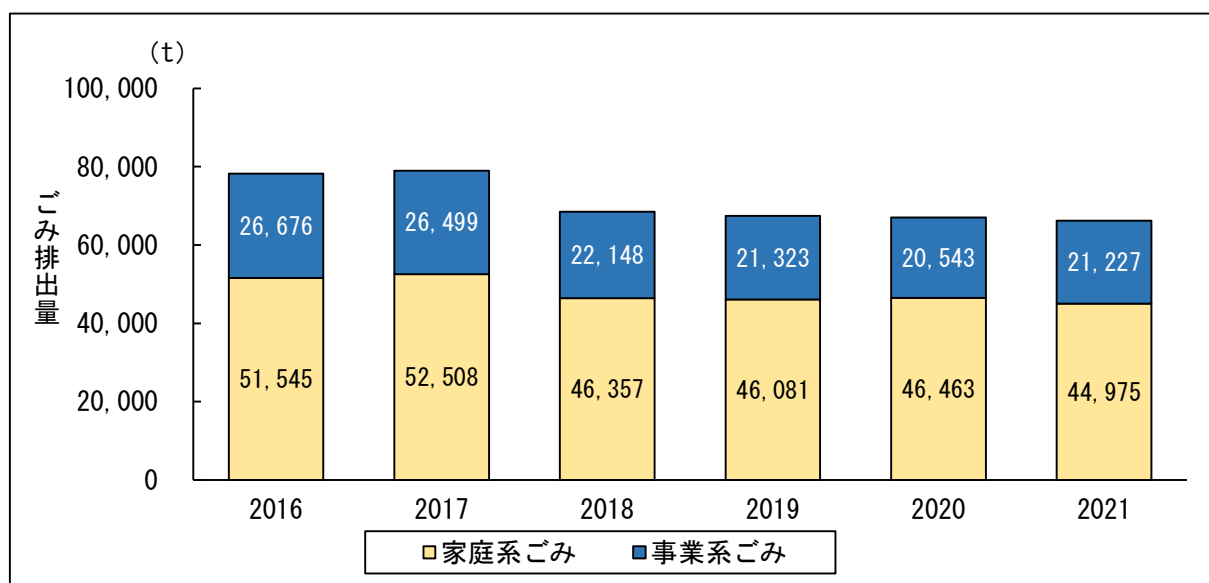


図3-12 加古川市の排出者別ごみ排出量の推移

2 課題

生活に密着した分野であり、その対象も幅広くなっているため、各分野の現状把握を行ったうえで、対策を進める必要があります。常時監視結果（大気、水質）については重大な環境基準超過はありませんが、地下水で有害物質による汚染地点があり、今後も監視を継続することが必要です。

（1）大気環境

汚染物質の濃度は、北部より中南部が高くなる傾向にあります。

光化学オキシダント^{*}については、全国的に多数の測定局で環境基準が未達成で、本市でも環境基準が達成されておらず、原因物質のさらなる削減が必要です。

さらに、微小粒子状物質（PM_{2.5}^{*}）などの越境環境汚染も問題になっていることから、引き続き実態調査を継続し、関係機関と緊密な連携をとって、大気環境保全行政を推進していく必要があります。

また、アスベスト^{*}については、健康被害を防止する観点から、建築物の解体・改修工事では、届出書類による事前確認に加え、適正な工事方法や飛散防止対策、立入調査を実施し、引き続き飛散防止に努めることが重要です。

（2）水環境

河川や海域への汚染物質の排出については、一定規模以上の工場等に対して、「水質汚濁防止法^{*}」（昭和45（1970）年法律第138号）、「瀬戸内海環境保全特別措置法^{*}」（昭和48（1973）年法律第110号）の規制があります。工場・事業場に対する排水規制や生活排水処理対策の進展に伴い、公共用水域の水質は大きく改善し、大部分の水域で環境基準を達成しています。これまでの対策により、快適な生活環境の創出は進んでいますが、一方で、海域では、栄養塩不足によるノリの色落ちや漁獲量等への影響が問題視されています。今後も、関係機関と連携し、生物多様性^{*}や生物生産性が確保された、豊かな海を創生していくことが求められています。

また、ため池や小河川は生活排水の影響を受けやすく、一部では水質汚濁が改善されていない状態です。

生活排水については、下水道の整備計画区域の着手と、浄化槽補助対象区域^{*}において、合併処理浄化槽^{*}の設置の促進や適切な維持管理の徹底を進めていますが、水質汚濁の防止や環境負荷^{*}の低減、快適な環境づくりのため、さらなる普及や啓発が必要です。また、近年増加する自然災害への備えとして、災害時におけるし尿処理の対応・体制の確立も必要です。

（3）土壌環境

有害物質に汚染された土壌の摂取や、有害物質が溶け出した地下水の飲用等による、人の健康への悪影響を未然に防ぐため、土壌汚染^{*}に関する情報をより多く発信する必要があります。

（4）廃棄物

更なるごみの減量には、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底が必要です。中でもリサイクルについては、剪定枝の分別収集や雑がみの分別促進等により市民の認識は浸透してきていますが、より優先すべき「ごみを出さない」リデュースや「ごみにしない」リユースについては認知度や意識がまだまだ低いと言わざるを得ない状況です。

また、全国的に問題となっている食品ロスについては、家庭だけでなく飲食店や小売店など

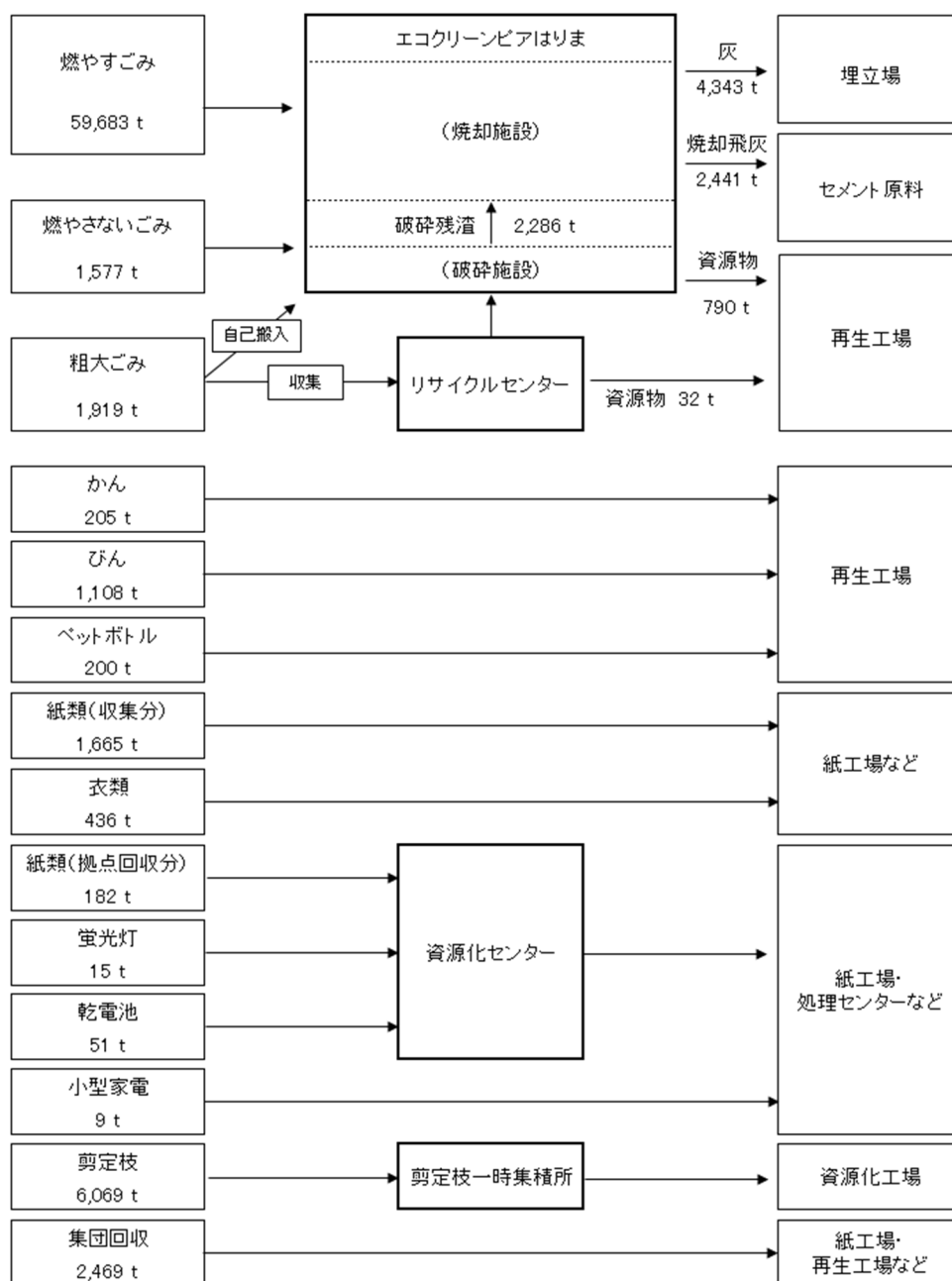
第3章 加古川市の環境の現状と課題

の事業所から排出されるものの削減が求められています。

循環型社会*の構築には、市民一人一人の意識改革、行動変容が必要となるため、将来の担い手である子どもたちが環境に配慮した生活習慣を身につけることができるよう、環境教育の推進が求められています。学校をはじめ家庭や地域など身近な場での環境学習の充実を図っていく必要があります。

コラム② ごみ・資源物のゆくえ (令和4 (2022) 年度実績)

本市で発生したごみや資源物 (ごみ・資源物総排出量：75,587t (内訳 家庭系：52,336t、事業系：23,251t)) は、以下に示すフローで処理されています。



* 小数点以下四捨五入の関係により合計が合わない場合があります。

第3節 生物多様性*

1 現状

本市では、山林、ため池、農地、河川、海域など、様々な種類の自然環境が存在し、そこには数多くの貴重な生きものたちが生息しています。

本計画では、市内の自然環境を、次のような4つのエリアに分類するとともに、現状を分析しました。

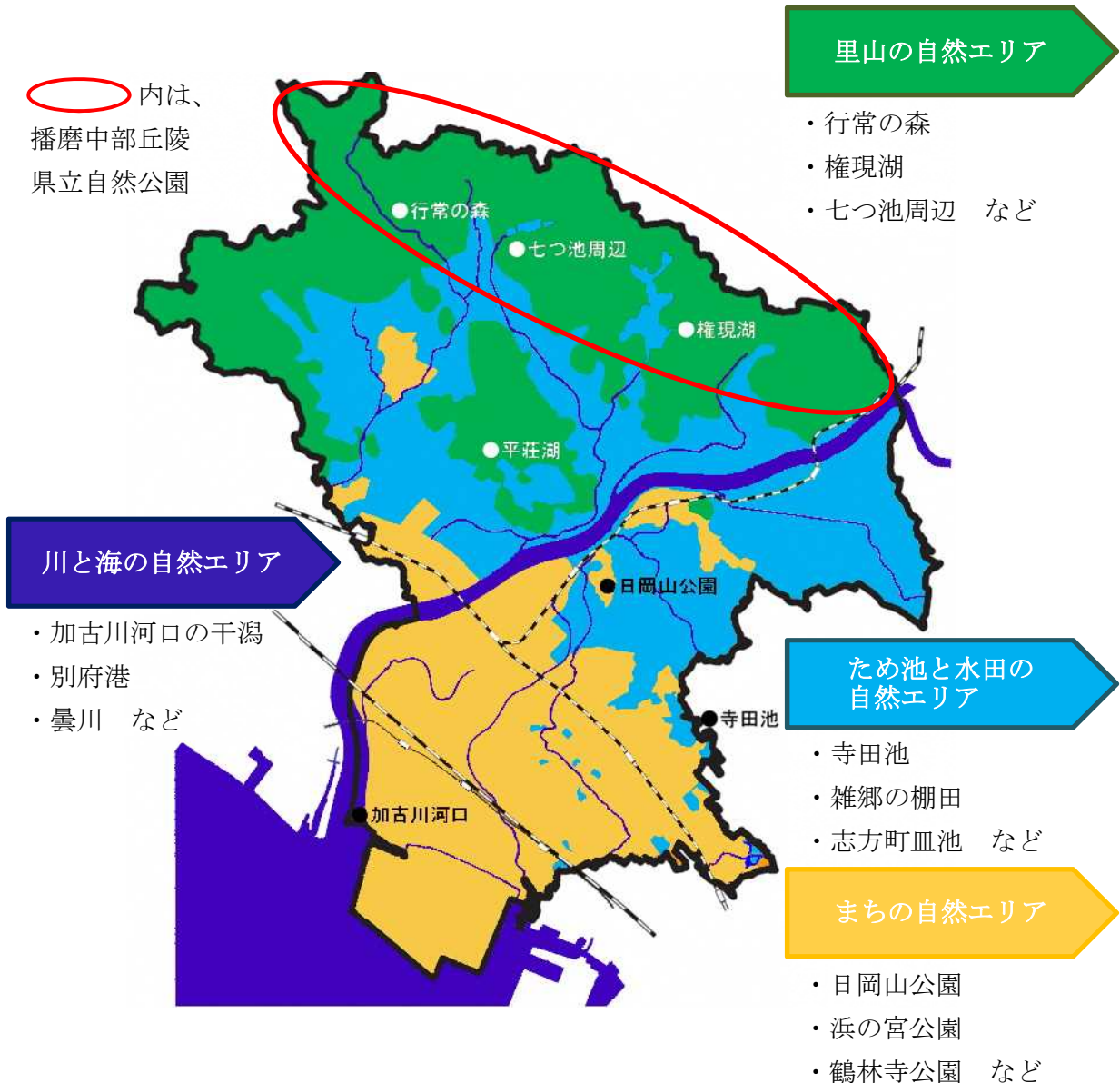


図3-13 加古川市の自然環境エリア分類

(1) 里山の自然エリア

市の北部を中心とする「里山の自然エリア」は、主に、志方町行常の里山や上荘町見土呂の果樹園をはじめ、竹林、社寺林、谷川や谷池等と、その周囲の山々から成り立っています。

北西部の丘陵地の山林は、「播磨中部丘陵県立自然公園*」に指定されており、降水量の少ない乾燥した立地環境を反映して、その大部分をアカマツ - モチツツジ群集が占めていますが、

第3章 加古川市の環境の現状と課題

一部の北向きの斜面地では、わずかにコナラ - アベマキ群集が形成されています。

また、このエリアには平荘湖と権現湖という2つのダム湖があり、周辺の水辺や山林等には、多くの生きものが生息しています。

(2) ため池と水田の自然エリア

市の中部を東西に広がる「ため池と水田の自然エリア」は、市内で一番大きな寺田池をはじめとする多くのため池や水田等と、それらを結ぶ新井用水などの農業用水路から成り立っています。

ため池は、農業用のかんがい用水を蓄えるために造られた人工的な水辺で、周囲の水田が織りなす景観に溶け込むとともに、魚類、昆虫類、水生植物など、多くの生きものの生息地となっているだけでなく、ひとの暮らしや文化にも密着した大変重要なものとなっています。また、東播磨地域は全国有数のため池地帯であり、各地のため池では、地元や県が主体となり「いなみ野ため池ミュージアム^{*}」として、水辺を核とした地域づくりを行っています。

(3) 川と海の自然エリア

「川と海の自然エリア」は、市内中心部を流れる一級河川加古川をはじめ、加古川に連なる多くの支流だけでなく、加古川河口域の干潟、播磨灘、別府港などの海域から成り立っています。

加古川市のシンボルでもある清流加古川は、その場所によって、川底の状態や流れ、水質などに違いがあり、それらの環境に適応した生きものが生息しています。また、河口の干潟には、独特の生態系が形成されており、多様な生命が育まれています。

(4) まちの自然エリア

市の中部から南部にかけては、ビルや住宅などが集積し、「まちの自然エリア」を形成しています。

「まちの自然エリア」は、他の地域とくらべると緑が少ない地域ですが、日岡山公園や鶴林寺等には比較的多くの緑が存在しています。また、国道250号沿いには街路樹が植樹され、住宅地や公園の緑とともに、緑のネットワークがつくられています。

2 課題

本市が豊かな自然の恵みを楽しみ、またその恵みを将来にわたり活用し続けられるようにするため、以下のような課題を認識し、市民・市民活動団体・事業者・学識経験者・行政が協働しながら、総合的に取り組んでいくことが重要です。また、市民活動団体等による取組を把握し、計画の中に位置づけ、より全市的な体制で生息環境の保全に取り組むことが求められています。

(1) 自然や生きものに対する理解

自然や生きものには様々な個性があり、それらが多様な生命を育むためには、それらを育む環境の保全への理解が不可欠です。市内の自然環境や生物多様性^{*}に関する危機、生態系サービス^{*}の現状など、自然や生きものについて伝えることが重要になります。

また、各市民活動団体等と連携を深めるとともに、把握したデータを共有し、活用していく方法についても検討を進めることが大切です。

(2) 自然や生きものを守り育む

市街地内の農地の宅地化や太陽光発電設備の設置等による農家の減少や、里山やため池等の管理の放棄により、生息環境の縮小や荒廃が進行し、生物多様性*が低下しつつあります。また、里山やため池等では、管理者の高齢化及び後継者不足の深刻化や外来生物による生息地の侵略など維持管理が行き届かなくなりつつあり、自然環境や生きものの生息地を次世代に引き継ぐことが難しくなっています。私たちが自然や生きものから得る恵みを享受するためにも、自然環境を保全し続けるとともに、生きものの生息地を創出していく必要があります。

イノシシをはじめ、アライグマ、ヌートリアなどを有害鳥獣*として防除していますが、農作物の被害は依然として確認されており、捕獲頭数も増加傾向にあります。さらには、今までみられなかったニホンジカも確認されるようになっており、被害防止に向けた対策が必要です。

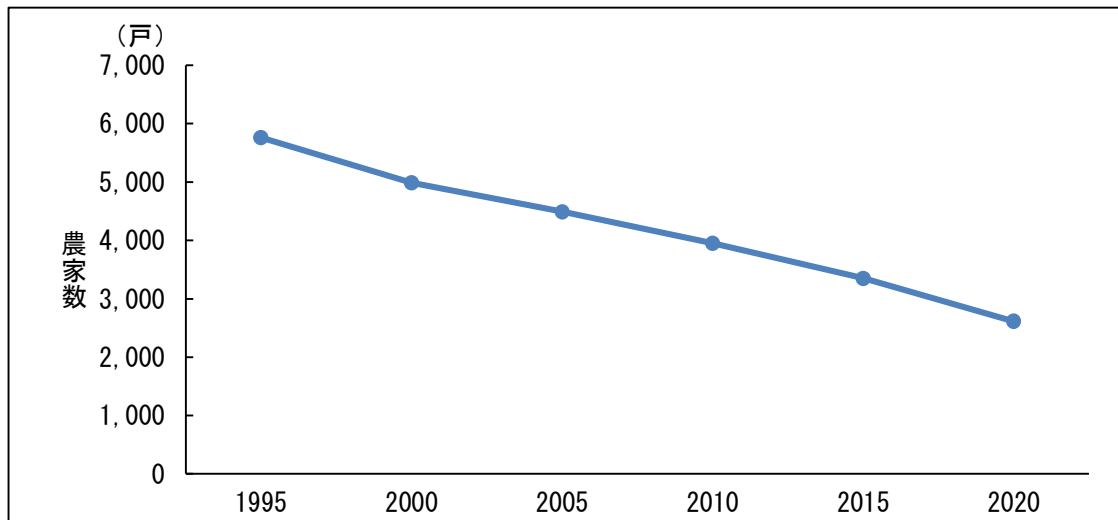


図3-14 加古川市の総農家数の推移 (加古川市統計書より作成)

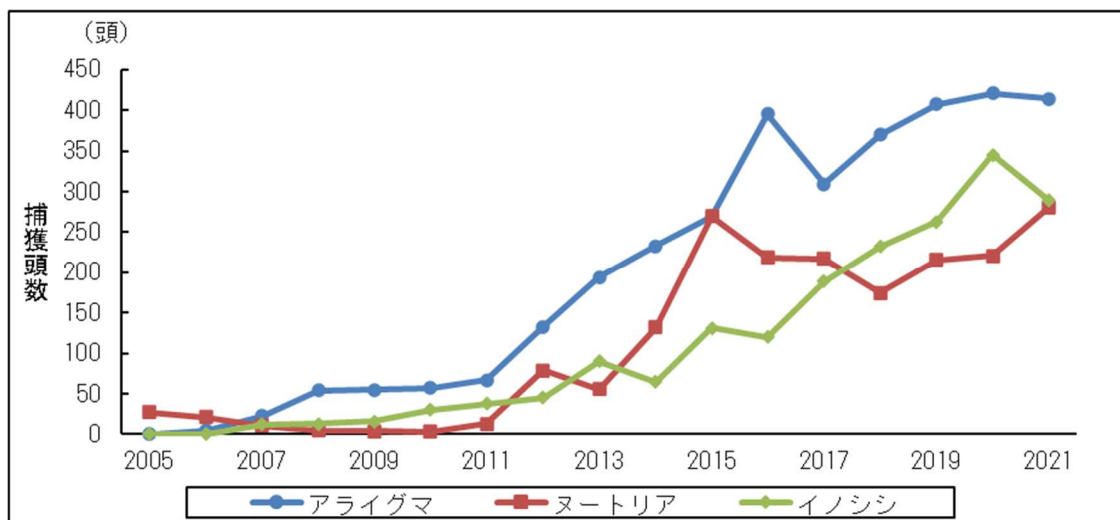


図3-15 加古川市の有害鳥獣の捕獲頭数の推移 (農林水産課提供)

(3) 自然や生きものからの恵みの活用

私たちの暮らしは、自然や生物多様性*が生み出す恵みの上に成り立っています。自然や生物多様性*の大切さを感じ、理解し、感謝するとともに享受していくことが重要です。

第4節 うるおいとやすらぎの環境

1 現状

本市には、市域の中央を流れる一級河川「加古川」をはじめ、中小の河川、農業用水路、ため池や湿地など、多くの水辺が存在しています。これらの水辺空間は、生活に密着した身近な存在であるとともに、市内にうるおいを与えています。

(1) 本市の水系

河川は、一級河川や二級河川など 22 河川が市内を流れており、ため池は、谷池や皿池など様々な形態や規模のものが 300 余りあります。これらの河川やため池は、五ヶ井、新井、上部井をはじめとする農業用水路とつながっています。その他にも、工業用水の水源として、平荘ダムや権現ダムなど、多様な水辺が存在しています。

①河川

市内の河川については、表 3-2 のとおりです。

表 3-2 市内の河川の概要

水系	河川名	備考	水系	河川名	備考
加古川	加古川	一級河川	法華山谷川	法華山谷川	二級河川
	西川	一級河川		善念川	二級河川
	権現川	一級河川		藤池川	
	磐川	一級河川		赤谷川	
	東山川			深志野川	
	小川	一級河川		上富木川	
	草谷川	一級河川	喜瀬川	喜瀬川	二級河川
	曇川	一級河川		水田川	一級河川、準用河川
	養田川	準用河川	他	思出川 (一部姫路市へ)	
別府川	別府川	一級河川		泊川	二級河川、準用河川
	白ヶ池川	一級河川			
	北野川	二級河川			

(加古川市地域防災計画・加古川市水防計画より作成)

②水路

市内の農業用水路である五ヶ井、新井、上部井のうち、幅 1.5m 以上の水路の市内総延長は 47.861km です。

表3-3 市内の水路の内訳

単位：km

区 分	加古川左岸		加古川右岸
水路名	五ヶ井用水路	新井用水路	上部井用水路
延 長	17.178	13.589	17.094

注) 表中の値は現地調査による

③貯水施設

市内には、水道用水や工業地帯に供給する工業用水の重要な水源として、加古川大堰・平荘ダム・権現ダムがあり、それら貯水施設の有効貯水量は38,640,000m³であり、市民の生活を支えています。

表3-4 市内の貯水施設の内訳

	有効貯水量 (m ³)	湛水面積 (km ²)	備 考
加古川大堰	18,640,000	0.82	本市水道用水：630,000m ³ その他：1,010,000m ³
平荘ダム	9,000,000	1.00	工業用水（県企業庁） 供給能力：200,000m ³ /日
権現ダム	11,000,000	1.01	工業用水（県企業庁） 供給能力：300,000m ³ /日
合 計	38,640,000	2.83	湛水面積は市域の面積の 約2%に相当

(兵庫県の工業用水道事業・水道用水供給事業より作成)

④ため池

兵庫県は、ため池の数が日本一多く、全国のため池数の約14%を占めています。本市のため池数は、県内41市町の内12番目で、東播磨地域の中では一番多くなっています。

(2) 水源と水利用

本市の主な水源は、加古川（上水、農業用水の一部）、平荘ダム・権現ダム（工業用水）で、農業用水の東播用水を除くと水源の取水は市域内の加古川やため池から行っています。

水利用の面では、回収水、海水を含めた工業用水の利用量が極めて多く、農業用水も相当利用しています。

①上下水道

上水道の水源では、地下水（浅井戸）と加古川の表流水であり、全て市域で取水しています。取水量は、日最大で合わせて11.15万m³/日となっており、水利権は、加古川大堰において0.463m³/秒（4万m³/日）を所有しています。

令和3（2021）年度の給水実績は、給水人口が25.1万人で、平均給水量は7.6万m³/日、最大給水量は8.3万m³/日です。また、市民1人あたりの給水量（実績給水量÷給水人口）は、平均が302L/日、最大が331L/日となっています。

第3章 加古川市の環境の現状と課題

②工業用水

工業用水道の水源は、兵庫県企業庁が管理している平荘ダムと権現ダムであり、令和3(2021)年度現在の供給能力は計50万m³/日となっています。

③農業用水

農業用水の水源は、加古川大堰からの五ヶ井、新井、上部井の3系統の農業用水路、東播用水、その他支流河川上流やため池から構成されています。

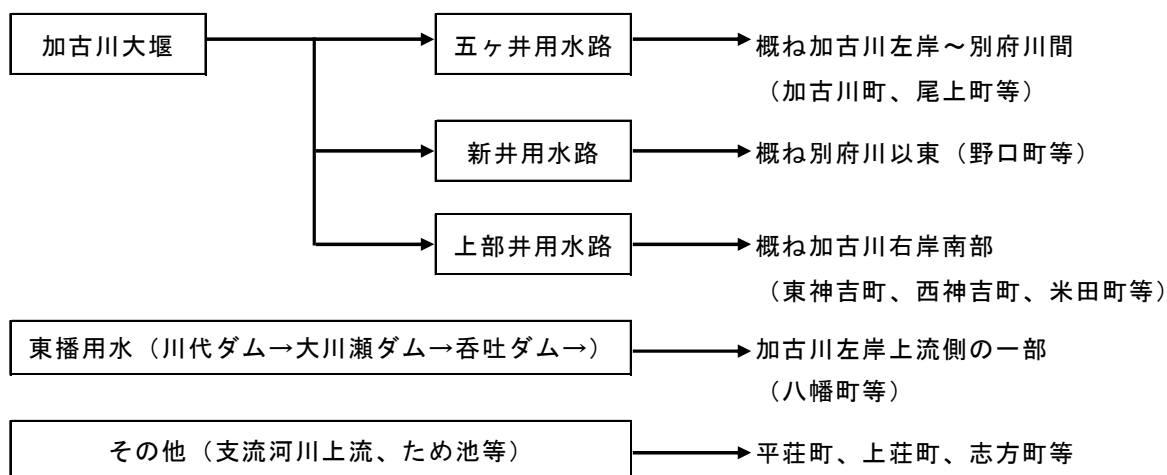


図3-16 農業用水の水源

(3) 騒音・振動

騒音・振動は心理的・感覚的な要素が多く、発生源も多岐にわたるため、苦情件数は少なくありません。

新幹線鉄道の騒音・振動については、市内5ヶ所15地点で調査を実施しています。令和3(2021)年度の調査結果は、新幹線鉄道騒音に係る環境基準と比較すると、1地点で12.5m地点と25m地点における環境基準を超過していましたが、環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策についての勧告指針と比較すると、すべての地点で勧告指針以下となっています。

自動車騒音については、35路線で面的評価を実施した結果、昼間・夜間とも約98%で環境基準を達成しています。一般環境騒音については、昼間は全地点で、夜間では半数以上の地点で環境基準を達成しています。

(4) 悪臭

身の回りには様々な「におい」があり、その感覚には年齢、好みなど個人差があります。特に悪臭は、主に感覚的・心理的な被害を与え、生活環境を損ない、発生源も、工場や廃水等さまざまです。

本市では、「悪臭防止法」(昭和46(1971)年法律第91号)に基づいて市域全域を規制区域に指定しています。規制区域内の工場・事業場では、法で定められているアンモニア[※]等の22物質について、排出口や敷地境界で規制基準が定められています。

(5) まちの美化

「加古川市空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例」(平成13(2001)年条例第3号)に基づく取組として、犬のふんの対策ではイエローチョーク作戦を、たばこのポイ捨て対策では、加古川駅前と東加古川駅前を投げ捨て防止重点区域に指定し、喫煙所を設置するなど、市民ニーズに応じた環境美化を進めています。また、不法投棄については、関係機関と連携し、パトロールを実施するなど監視に努めています。

2 課題

(1) 水循環と水辺利用

①豊かで清らかな水の流れの確保

市域全体にわたって豊かで清らかな水の流れを確保するため、流域の保水能力の向上、ため池管理者による適切な管理の促進等の管理体制構築、健全な水循環の確保、水環境への汚濁負荷^{*}の低減による水質の保全などを図ることが必要です。

②水辺を中心とした生態系の保全と復元・創出

市民・市民活動団体・事業者・学識経験者と行政が連携し、自然や生きものと共生できる環境づくりを引き続き進め、水辺空間を保全し、再生・創出することが重要です。

③水と緑が一体となった安全で快適な水辺空間づくり

水と緑が一体となり、それぞれがつながりを持ったネットワークづくりや、安全で快適な親しみやすい水辺づくりを進めていくことが求められています。近年増加する大雨や台風における水害の防止に向けて、各河川の流域における洪水等の防御に必要な改修工事等の実施、排水困難な地域での排水施設の設置や雨水調整施設の整備、ため池の管理上必要な知識及び応急措置の方法等に関するリーフレット等による管理者及び農家への指導等、安全の確保に向けた対策が必要です。

④先人たちが培ってきた水に関わる文化の継承と新たな水文化の振興

先人たちの努力に感謝し、培ってきた文化を貴重な財産として活用するとともに、新たな水文化を将来に継承していく責任があります。

(2) 騒音・振動

苦情の発生源の1つである幹線道路に近接した家屋等への対策として、道路騒音・振動調査結果を要請限度^{*}と比較し、関係機関に対する働きかけが必要です。また、工場等に対しては、発生源や建屋の対策、設備の使用法の改善等指導に努めていかなければなりません。

一般地域での環境騒音の調査では、複数の地点で環境基準の超過がみられます。生活様式の多様化や住宅の密集化等に伴い、カラオケや室外機などによる近隣騒音が問題となっています。周囲に迷惑をかけないようお互いに心がける等、モラルの向上が望まれています。

(3) 悪臭

悪臭の発生源は、工場や廃水など多岐にわたり、風等に運ばれ、広範囲に拡散することもあり、苦情になることがあります。

本市では「悪臭防止法」に基づき、悪臭物質の発生防止、脱臭対策や作業方法の改善等、関係機関と連携しながら継続して指導を行い、悪臭発生の未然防止に努めていくことが重要です。

第3章 加古川市の環境の現状と課題

(4) まちの美化

アダプトプログラム*やクリーンアップキャンペーン等の実施により、市民・市民活動団体・事業者・行政が協働して、快適な環境づくりを進めることが求められています。ボランティア等によるごみ拾いが広がりつつある一方で、一部市民のマナーの不徹底により、未だ市内各所においてごみやタバコの吸殻等の散乱が見受けられます。今後も継続して美化ボランティア活動への支援や啓発を行い、さらなる活動の活性化を図ることで、まちの美化を高める必要があります。

廃棄物の不法投棄は、有害性や美観の観点から、周辺に与える影響が大きく、その対策は急務となっています。特に、適正処理困難物の不法投棄については、その増加が懸念されています。これらのことから、地域や警察と連携した監視体制の強化や、不法投棄しにくい環境づくり等、事前防止対策に取り組んでいく必要があります。

コラム③ 本市におけるアダプトプログラム*

まちの美化にはたくさんのボランティアの方が取り組んでおられますが、これを一歩進めて、みんなが利用する道路や公園などの公共施設を「子ども」として守り育てていく美化ボランティア制度が、アダプトプログラム*です。

地域の環境美化の推進には、市民・市民活動団体・事業者・行政が一体となって、活動していくことが特に重要となっています。本市では、「空き缶等の散乱及び飼い犬のふんの放置の防止に関する条例」の制定に合わせ、これまでに行なわれている地域の一斉清掃から一歩進め、市民等の主体的な美化活動を市が支援するアダプトプログラム*を導入することにより、地域美化活動の一層の推進、浸透を図り快適なまちづくりの創造を目指します。

アダプトプログラム*に参加するには、個人又は友達や職場の仲間等でグループを作り、自ら清掃する区域を決め、申込書を環境第1課に提出します。市は、その土地の管理者（道路保全課や公園緑地課等）の承諾をもらい、支援事業として、清掃用具や消耗品を支給します。また、アダプトサインの設置（道路保全課や公園緑地課等の管理者の許可）を行います。



アダプトプログラム*によるごみ拾い



アダプトサインの設置例（尾上町）